

収入保険制度の導入について

平成30年6月
農林水産省

目次

I	収入保険制度の基本的考え方	1
II	収入保険制度の導入に向けたスケジュール	3
III	収入保険の具体的な仕組み	
1	対象者	4
2	対象収入	9
3	対象要因等	11
4	補償内容	13
5	加入・支払時期	22
6	実施主体	25
7	政府再保険	27
8	類似制度との関係	28

I 収入保険制度の基本的考え方

従前の農業共済制度の問題点等

- 自然災害による収量減少を対象とし、価格低下等は対象外
- 対象品目は収量を確認できるものに限定されており、農業経営全体をカバーしていない
- 加入単位も品目ごとになっており、農業経営全体を一括してカバーできない
- 耕地ごとの損害査定を基本

他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要

収入保険制度

農業経営全体を対象としたセーフティーネット

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度

- ・ 原則として全ての農業経営品目を対象
- ・ 価格低下も含めた収入減少を補てん
- ・ 農業経営全体として加入

収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取組を促進

(参考)

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第77号）（抄）

附 則

（収入変動に対する総合的な施策の検討）

第六条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）（抄）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

（4）担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討

② 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討

「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく現行の農業災害補償制度は、価格低下等は対象外であり、対象品目は収量を確認できるものに限定されているなど、農業経営の安定のためのセーフティネットとして課題を有している。

このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査を実施するなど、制度の法制化に向け、検討を進める。

その際、既存の制度と重複がないよう、在り方を含めて関係を整理する。また、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討する。

Ⅱ 収入保険制度の導入に向けたスケジュール

事業化調査前まで

- 各種事前準備を経て
- 平成26年度予算の調査費で、農業者の収入データを収集・分析

全国5,000経営体について

〔 個人 4,000 〕
〔 法人 1,000 〕

過去7年分の収入データを収集

- 基本的な仕組みを検討

平成27年産を対象に

事業化調査

(フィージビリティスタディ)

平成26年11月～平成28年6月

全国1,000経営体の協力を得て

〔 個人 750 〕
〔 法人 250 〕

模擬的に収入保険に加入してもらい、制度を的確に運営できるかを確認

26年
11月～

加入
申請書提出
(過去の収入データ、
27年産の営農計画等)

27年1～12月
収入算定期間

作付

(加入者)

営農記録の作成

帳簿の記載

損害発生の通知・証拠保存 など

(保険者)

不正受給防止のための現地調査
など

収穫

販売

28年3～6月

納税申告
保険金請求書提出

法制化

- 平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、制度の仕組みを取りまとめ
- 平成29年6月に、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立(法律の題名は「農業保険法」に改称)
- 今後は、必要な準備(システム整備等)・周知徹底を経て、平成31年1月から実施
- 制度実施後も、データの蓄積を進めるとともに、農業者のニーズを把握し、法施行後4年を目途として、制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

この間に、

- ・ 想定している仕組みが実務的に機能するか
 - ・ 想定外の不都合は生じないか
 - ・ 制度の細部をどうするか
 - ・ 他制度との整理をどうするか
- 等を検証・検討

Ⅲ 収入保険の具体的な仕組み

1 対象者等

(1) 対象者

- 収入保険は、農業者ごとの収入減少を補てんするものであり、制度を適正に運営するためには、個々の農業者の収入を正確に把握する必要がある。
- このため、次の理由から、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象とする。
 - ① 税制度においては、罰則等の担保措置の下、所得等が漏れなく申告され、証拠となる税務関係書類も一定期間保存される。
 - ② 青色申告では、白色申告と異なり、複式簿記等が義務づけられており、帳簿の信頼度が高い。

<税申告上の担保措置>

- 所得税については所得のある個人、法人税についてはすべての法人について販売金額等を記載した確定申告書の提出義務
- 取引の内容を記帳した帳簿・書類の作成義務及び一定期間の保存義務
- 国税庁等の職員による帳簿・書類その他の物件の検査
- 不正行為により税を免れた者等に対する罰則等

(注) 国税通則法(昭和37年法律第66号)等により整理

<青色申告と白色申告の記帳方法及び帳簿の違い(所得税の場合)>

	青色申告	白色申告
帳簿等の記帳方法	複式簿記等の義務づけ	簡易な方法で可
帳簿等の種類	<ul style="list-style-type: none">・仕訳帳、総勘定元帳等（損益と資産・負債） 〔取引年月日、相手方、品名、数量、単価、金額、日々の売上の合計額を記載〕・損益計算書 〔農産物収穫高、農産物等の売上高等の収入及び種苗代、農具費、人件費等の必要経費を記載〕・貸借対照表 〔現金、売掛金、農産物等の資産及び買掛金、借入金等の負債等を記載〕・棚卸表 〔数量、単価等を記載〕	<ul style="list-style-type: none">・簡易帳簿(損益のみ) 〔取引年月日、相手方、金額、日々の売上の合計額を記載〕・収支内訳書 〔農産物等の売上高等の収入及び種苗代、農具費、人件費等の必要経費を記載〕・棚卸表 〔数量、単価等を記載〕

(注) 所得税法(昭和40年法律第33号)、同法施行規則、同法関連告示により整理

- ③ 青色申告で複式簿記を行えば、損益計算書、貸借対照表等が適切に作成され、農業者の経営管理能力の向上に資するとともに、金融機関から融資を受けることも容易になる。

<複式簿記の特徴>

【貸借対照表】

資産 [現金、商品、 売掛金など]	負債 [借入金、 買掛金など]
	純資産 [資本金、利益 剰余金など]

【損益計算書】

	当期純利益
費用 [物財費、 人件費など]	収益 [売上高など]

- 青色申告は、単に、収益と費用を集計する簡易な記帳に比べて、複式簿記等を行うことにより、
 - ・ 日々の取引を、損益の状況だけでなく、資産負債項目ごとにも整理して記帳させるため、帳簿の信頼性が高く、不正が起こりにくい
 - ・ 1年間の農業者の取引内容のチェックを行うことも容易であることから、収入保険の適切な運営に資する。

- 複式簿記では、「損益計算書」と「貸借対照表」を作成する際、日々の取引を、資産、負債、純資産、収益、費用の勘定科目ごとに仕分けて記帳するため、仮に、農産物の売上高を偽ると、「損益計算書」の収益、「貸借対照表」の資産、純資産の部の勘定科目との辻褄を、複数年にわたり合わせなければならなくなる。

- 基準収入との関係では、平均的な収入を適切に把握する観点から、青色申告を5年間継続している農業者を基本とする。

ただし、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにしてスタートする。その際、5年間の青色申告実績がある者との違いも考慮し、保険方式の補償限度額の上限は、青色申告の実績に応じて、次のとおり段階的に引き上げる。

加入申請時の 青色申告の実績	保険方式の 補償限度額の上限
1年	基準収入の70%
2年	基準収入の75%
3年	基準収入の78%
4年以上（注）	基準収入の80%

（注）保険期間開始後に得られる加入申請の年分の実績と併せて5年以上となる。

※ ただし、青色申告のうち現金主義による所得計算の特例を受けている者は対象外とする。

- 加入するかどうかは、農業者の選択に委ねる（任意加入）。

＜農業所得者の青色申告者数の推移＞ （万人）

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
青色申告者数	42.0	42.2	42.4	43.0	44.0	44.5
	個人	40.6	40.8	41.0	41.5	42.1
	法人	1.4	1.4	1.4	1.5	1.9
主業農家数	35.6	34.4	32.5	30.4	29.4	28.5
認定農業者数	23.8	23.3	23.1	23.8	24.6	24.2

（注）国税庁事務年報（個人・農業所得用）、国税庁会社標本調査、農林業センサス、農業構造動態調査。認定農業者数は各年度末の数値。

＜農業経営改善計画が満了年の認定農業者のうち青色申告者の割合＞

（万人）

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
認定農業者のうち、農業経営改善計画が満了年の者	4.1	3.6	3.9	5.4	5.7
うち青色申告者数 （推計）	3.0 (72%)	2.6 (73%)	2.9 (76%)	4.3 (79%)	4.4 (76%)

（注）青色申告者の割合は、当該年度に農業経営改善計画期間が満了年の者を対象に調査（経営局経営政策課調べ）。

＜新規就農者数の推移＞ （万人）

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
新規就農者数	1.9	1.9	1.8	2.2	2.3	2.2

（注）農林水産省「新規就農者調査」（49歳以下の数値。新規自営農業就農者、新規雇用就農者を含む。）

(参考) 青色申告とは

青色申告に必要な書類・帳簿

青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- 正規の簿記（複式簿記）
仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表 など
- **簡易な方式**
正規の簿記までは求めないが、白色申告では求められていない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取引を残高まで記帳

青色申告の主なメリット

- 青色申告特別控除
「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能。
- 損失の繰越しと繰戻し
損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能。
また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能。

※ 新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2～3月）。

※ 最寄りの税務署や青色申告会において、これから青色申告を始める方向けの記帳指導や説明会などを行っています。
また、各地域の農業協同組合、農業委員会などでも、農業者からの相談や代行サービスなどのサポートをしています。

(2) 収入の把握方法

- 収入の把握方法については、
 - ① 農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書や補助フォーム（青色申告書の販売金額を農産物の種類ごと等に区分するための書類）とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出し、
 - ② 実施主体が、提出書類の内容をチェックすることとする。

2 対象収入

- 収入保険では、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体を対象とする。
- なお、コストは、個人が左右できるものであり、高額の機械を購入した場合など、合理性の確認が難しいことから、「所得」ではなく、「収入」を対象とする。

<コストのかけ方の違いによる所得の違いの例>

※ 当年度に高い機械（2千万円）を購入した場合は、安い機械（1千万円）を購入した場合に比べてコストが上がり、所得が下がる。

<2千万円の機械を購入した場合>

(万円)

収入①	2,000
コスト②	1,480
機械以外のコスト	1,200
機械の減価償却費	280
所得 (①-②)	520

<1千万円の機械を購入した場合>

(万円)

収入①	2,000
コスト②	1,340
機械以外のコスト	1,200
機械の減価償却費	140
所得 (①-②)	660

※ 購入価格を7年で均等に償却することを前提

○ 農業者の中には、6次産業化の取組の一環として、農産物の加工品を製造し販売している者も増加してきているが、

① 加工品については、農産物以外の原材料等のウェイトがかなり大きい場合もあり、

② 農業を行わずに加工のみを行っている事業者との公平性の問題もあるため、

加工品については、原則として販売収入に含めない。

○ ただし、農業者が自ら生産した農産物に簡易な加工を施したのものについては、販売収入に含める。

○ なお、自ら生産した農産物を事業消費に仕向ける場合には、税の仕組みと同様に、農産物を販売したとみなした代金を、販売収入に含める。

○ また、在庫についても、税の仕組みと同様に、販売収入に含める。

○ 補助金は、政策判断で改廃されるものであり、保険には馴染まないことから、販売収入に含めない。

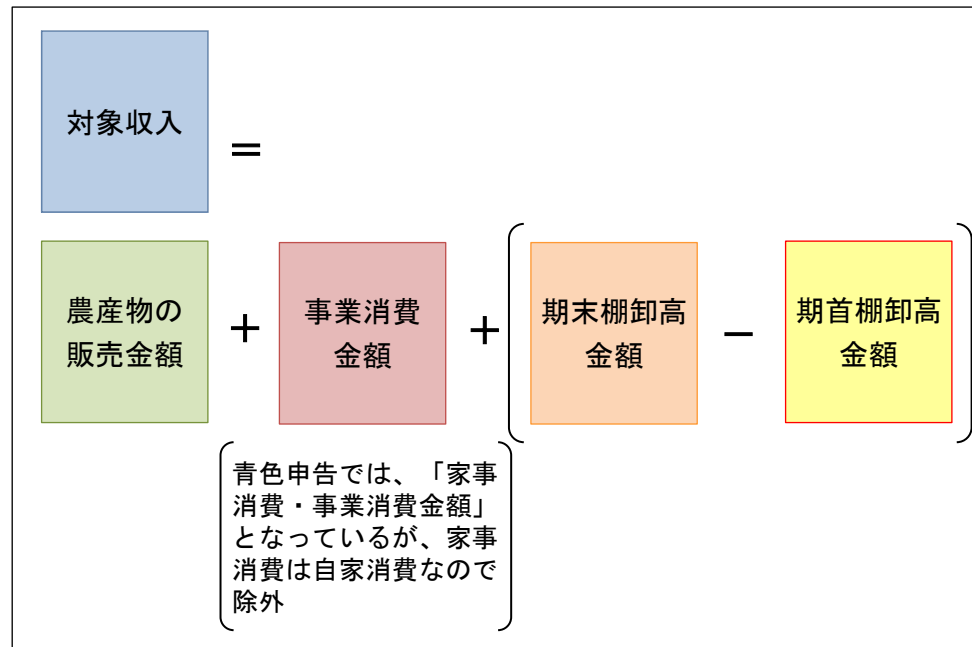
○ ただし、コスト割れを補てんする畑作物の直接支払交付金（麦、大豆等）、甘味資源作物交付金（さとうきび）、でん粉原料用いも交付金（かんしょ）及び加工原料乳生産者補給金の数量払については、実態上、販売収入と一体的に取り扱われているため、販売収入に含める。

<農産物に簡易な加工を施したものの例>

- ・ 精米、もち
- ・ 荒茶、仕上げ茶
- ・ 梅干し、干し大根
- ・ 畳表
- ・ 干し柿、干し芋
- ・ 乾ししいたけ
- ・ 牛乳 など



<収入保険の対象収入の算定方法>



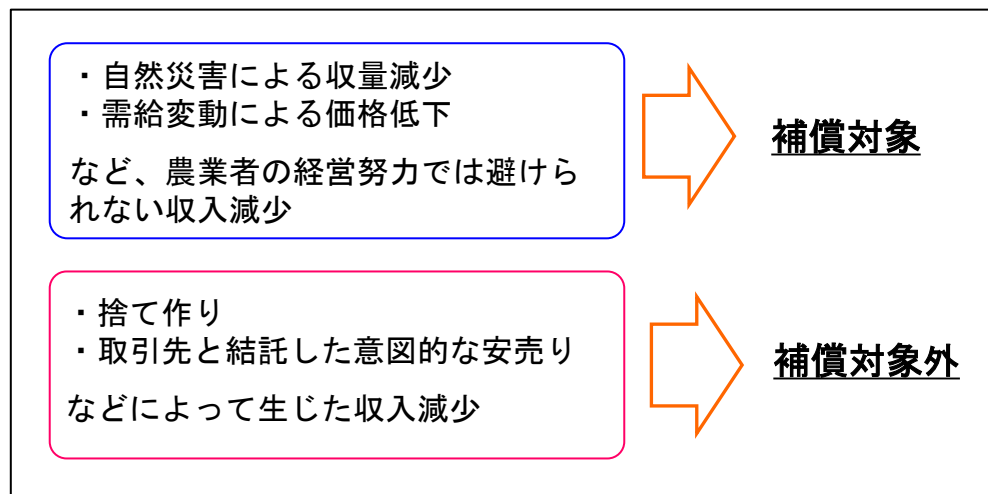
(注) 雑収入については、農産物の販売収入に関係ないものも含むので、原則として計算式に入れないが、農産物の精算金など農産物の販売金額と同等のものは、農産物の販売金額に含める。

3 対象要因等

(1) 対象要因

- 農業者が、農業経営を進めていく際には、自然災害や市場環境の変化など、様々なリスクが想定される。
- このため、収入保険では、自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とする。
- したがって、捨て作りや意図的な安売りなどによって生じた収入減少は補償の対象外とする。

<収入減少の要因（例）>



(2) 保険金等の不正受給防止策

- 収入保険の適正な運営を確保するためには、保険金等の不正受給を防止することが必要である。
- このため、
 - ① 農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知するとともに、証拠（農作業日誌など）を保存する
 - ② また、実施主体は、必要に応じ、現地調査等で確認を行うこととする。
- また、
 - ① 不正があった場合は、免責として保険金・特約補てん金を支払わないほか、
 - ② 重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止する。

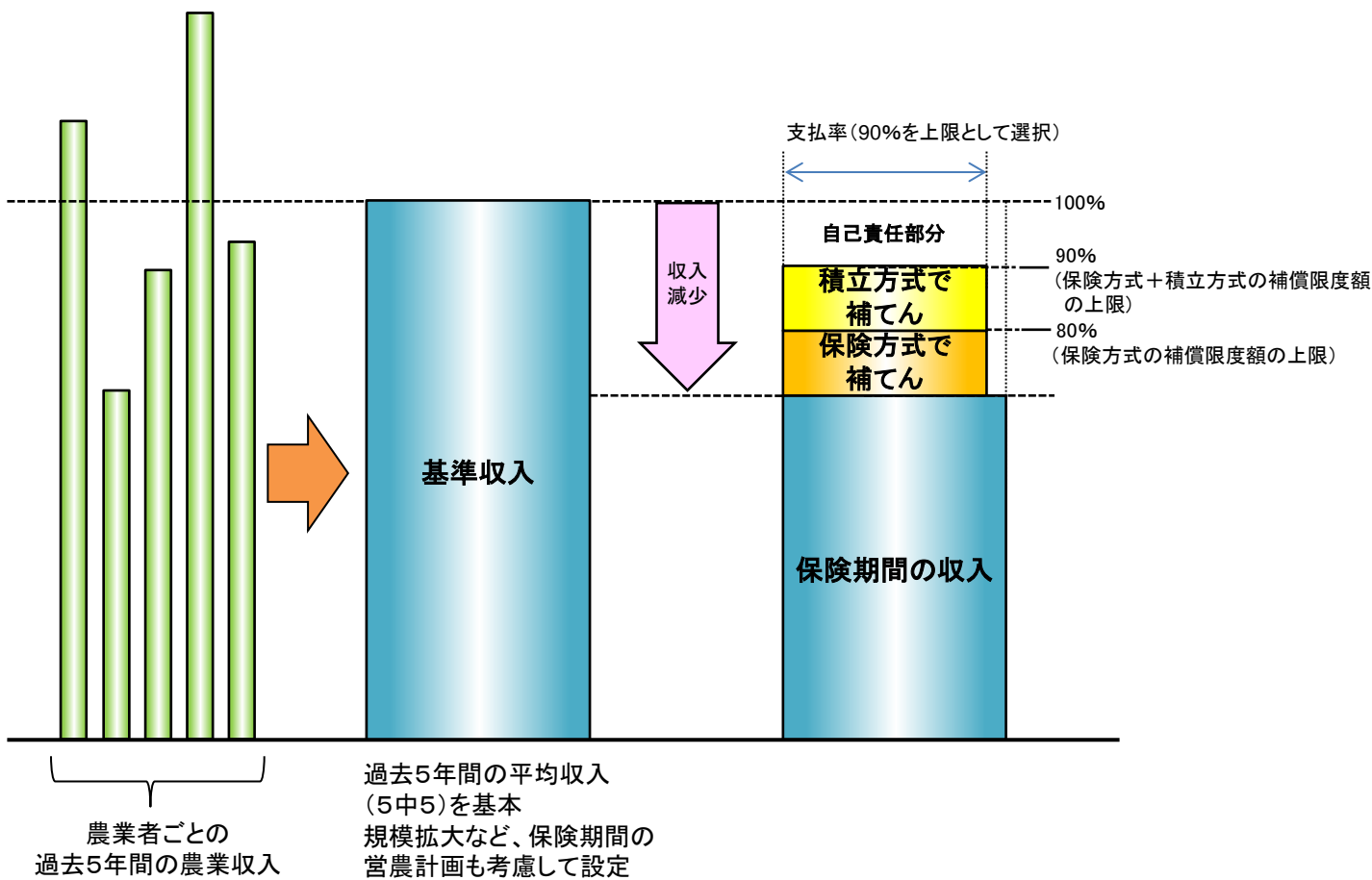
<免責事由>

- ・ 加入申請時に既に災害で被害を受けた農産物があるなど収入減少が見込まれる事由があることを通知しなかったり、加入申請書等に事実と異なる記載を行った場合
- ・ 保険料を納付期限までに納付しなかった場合
- ・ 農作業日誌の作成・保存や営農計画の変更の通知を行わなかった場合
- ・ 捨て作りや意図的な安売りをを行うなど、通常の農業者の行う農業経営の努力を怠った場合
- ・ 事故発生の通知を怠った場合 等

4 補償内容

- 農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して、基準収入を設定。
- 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとならない積立方式(特約補てん金)」の組合せで補てん。

＜収入保険の補てん方式＞



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

＜収入減少の程度に応じた補てんの状況＞

保険期間の収入減少の程度	補てんの状況
20%減	基準収入の89%まで回復
30%減	88%まで回復
40%減	87%まで回復
50%減	86%まで回復
60%減	85%まで回復
70%減	84%まで回復
80%減	83%まで回復
90%減	82%まで回復
100%減	81%まで回復

(注) 補償限度を90%、支払率を90%とした場合

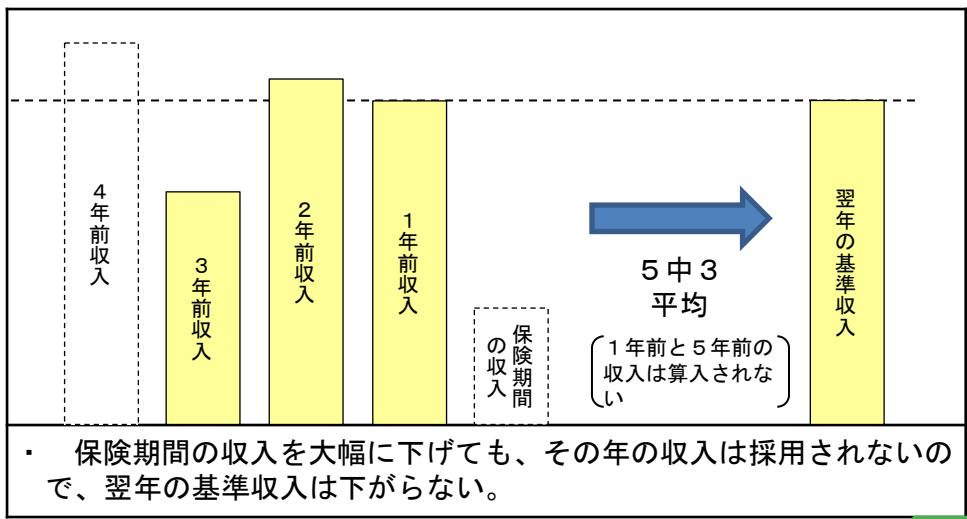
(1) 基準収入

- 補てんの基準となる基準収入については、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）とすることを基本とする。
- ナラシ対策は、5年中中庸3年平均（5中3）としているが、ナラシ対策の場合、地域ごとの価格データ及び収量データを用いて基準収入を算定するため、農業者は不正ができない仕組みであるのに対し、本制度では、農業者個々の収入を用いるため、モラルハザードにつながるおそれがあり、5中3は採用しない。

<基準収入に関する収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）と収入保険の比較>

ナラシ対策	収入保険
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等地域ごと、対象品目ごとの価格データ及び収量データを用いて算定 ・ このため、農業者の操作は不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者個々の収入データを用いて算定 ・ このため、農業者の操作が可能

<収入保険で基準収入の算定を5中3とした場合>

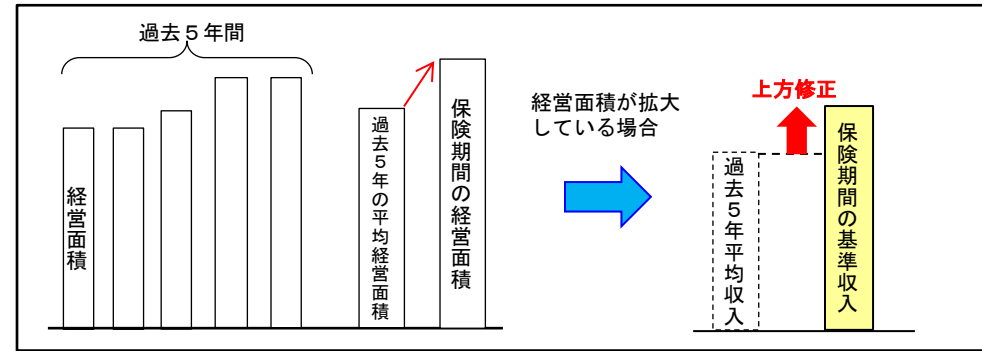


○ ただし、農業者が、

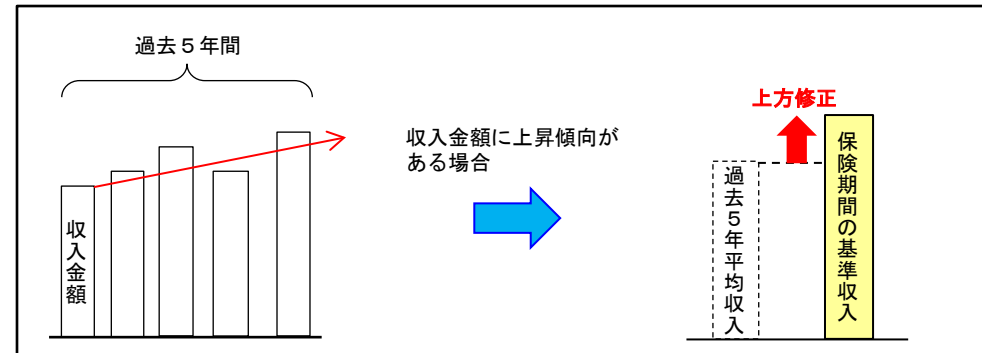
- ① 経営面積を拡大する場合は、過去の単位面積当たり平均収入及び保険期間の経営面積を用いて上方修正
- ② 過去の収入に上昇傾向がある場合は、過去5年間の平均収入及び各年の収入の上昇傾向の平均値を用いて上方修正
- ③ 経営面積を縮小する場合や単収・単価の低い作物へ転換する場合などは、これらを加味して下方修正

し、客観的な算定ルールを用いて設定する。

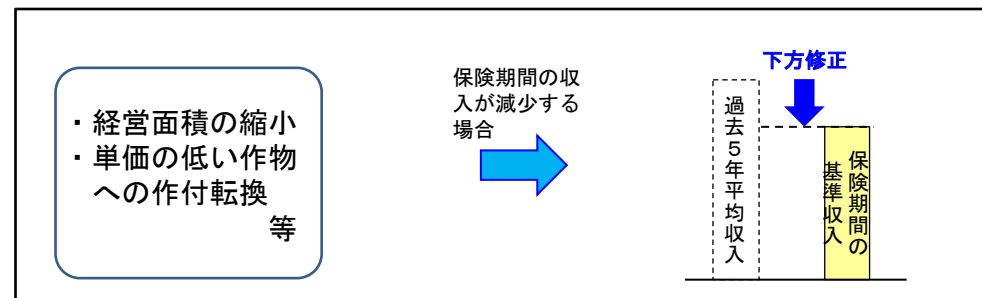
< 保険期間の経営面積を過去の平均よりも拡大する場合の基準収入 >



< 過去の収入に上昇傾向がある場合の基準収入 >



< 保険期間の収入が過去の平均よりも低くなる場合の基準収入 >



(2) 補てん方式

- 保険料が経営にとって過度な負担にならないようにするため、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとならない積立方式」の組み合わせとすることを基本とする。
- 積立方式にも加入するかどうかは、農業者が選択できることとする。

<保険方式と積立方式の違い>

	備 考
保険方式	<ul style="list-style-type: none">・ 保険の補償限度額を大きくするほど、掛捨ての掛金が高くなる。・ 収入が安定するよう努力している経営者は、掛金は毎年払うものの、保険金を受け取ることは少ない。
積立方式	<ul style="list-style-type: none">・ 積立の補償限度額を大きくすると、積立金の掛金が高くなるが、経営者自身の積立金となり、掛捨てにはならない。・ 積立方式だけであれば、自らの積立金のみで補てんするため、積立金を超える大きな収入減少には対処できない。

(3) 補償限度額及び支払率

○ 収入保険では、保険期間の収入が基準収入の9割水準（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てん金を支払う。

○ これは、収入保険は、地域データを用いるナラシ対策とは異なり、農業者個々の収入に着目した仕組みであることから、基準収入を少しでも下回った場合に補てんすることとすれば、毎年、相当数の農業者に補てんが行われることとなり、事務コストが増嵩し、保険料も高くなるといった問題があるため、補償限度額を設ける（農業共済も同様）。

○ また、収入保険は、農業共済とは異なり、自然災害以外により生じる収入減少も補償の対象としていることから、保険期間の収入が補償限度額を下回ることが明らかとなった際に、それ以降の経営努力を怠るといったモラルハザードを防止する必要があるため、補償限度額のうち支払を受ける補てん金の割合として、支払率を設定する（ナラシ対策も同様）。

○ 補償限度額及び支払率は、農業者が保険料負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、次のとおり複数の選択肢を設ける。

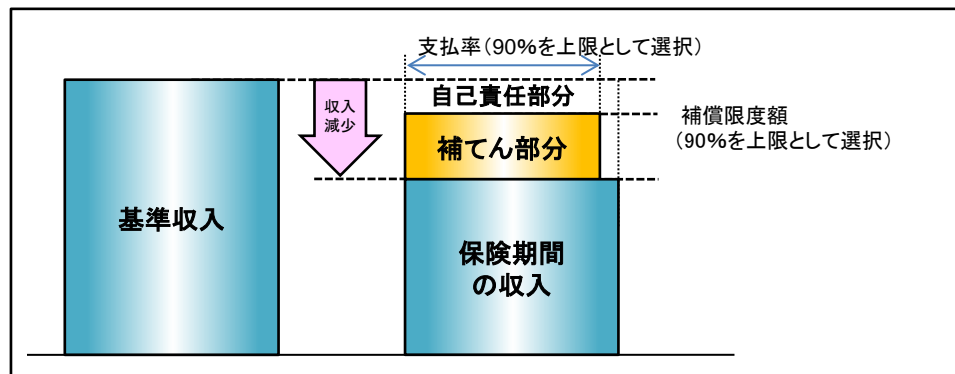
- ① 保険方式の補償限度額は、基準収入の80%（5年以上の青色申告実績がある場合）を上限に、70%、60%、50%の4刻み
- ② 積立方式の補償幅は、基準収入の10%又は5%の2刻み
- ③ 支払率は、90%を上限に、80%、70%、60%、50%の5刻み

なお、支払率については、保険方式と積立方式で別々に選択できるが、積立方式の支払率は、保険方式の支払率以下の割合から選択する。

<他制度における補償限度及び支払率>

制度名	仕組み	補償限度	支払率
収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	地域データを用いて、収入減少を補てん	10割 個人ごとではなく、地域データを基に補てん額を算定することから、10割としても、事務量の大幅な増加は招かない	9割
農業共済 〔麦・災害収入共済方式〕	個人データを用いて、自然災害による収入減少を補てん	7～9割※ ※農業者が選択	4～10割※ ※農業者が選択 〔共済事故を、自然災害による収量減少という他律的な要因に限っているため、モラルハザードの抑制を制度的に担保する必要はないことから、上限を設けていない〕

<収入保険における補償限度額と支払率>



(4) 保険料・積立金

- 保険料・積立金については、農業者の農業経営全体に着目し、収入減少を補てんするものであること等から、全経営体共通のものとして設定する
- 他方、収入減少が生じないように努力する優良な経営体が加入しやすい仕組みとするためには、収入減少を頻発する者とそうでない者の公平性を確保する必要がある。
このため、保険料率は危険段階別に設定し、保険金の受領が少ない者の保険料率は段階的に下がる、逆に保険金の受領が多い者は上がる仕組みとする。

<収入保険制度の調査事業における収入減少発生頻度の試算>

	H24	H25	H26	平均
当年収入が基準収入の9割を上回った経営体の割合	84%	82%	68%	78%
当年収入が基準収入の9割を下回った経営体の割合	16%	18%	32%	22%
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> そのうち、当年収入が基準収入の8割を下回った経営体の割合 </div>	7%	8%	17%	10%
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> そのうち、当年収入が基準収入の7割を下回った経営体の割合 </div>	2%	3%	8%	5%

(注) 平成26、27年度調査において収集した平成18～26年までの農業者ごとの収入データに基づき試算

- 具体的には、保険料標準率を中心として、上下10区分（全21区分）の保険料率を設定し、最低区分「-10」の保険料率は、区分「0」の5割水準とする。

農業者ごとに、

- ① 加入1年目は、区分「0」の保険料率を適用する。
- ② 加入2年目以降は、加入者ごとに、保険金の受取額実績を基に損害率（保険金÷保険料）を計算し、該当する区分の保険料率を適用する。
 - ・ 保険金の受取りがなければ、基本1段階ずつ下がる。（10年で半額水準になる。）
 - ・ 保険金の受取りがあれば、段階は上がるが、加入者の負担が極端に増加することのないよう、年最大3区分まででとどめる。

- また、保険料については50%、積立金については75%の国庫補助を行う。

<補償限度ごとの保険料率>

保険方式の補償限度	保険料率 (国庫補助後)
80%	1.080%
78%	0.953%
75%	0.792%
70%	0.587%
60%	0.335%
50%	0.212%

<危険段階別の保険料率>

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

※保険方式の補償限度80%の場合

(5) 税務上の取扱い

- 税務上、
 - ① 保険料と事務費は、保険期間の必要経費又は損金に算入
 - ② 積立金は、預け金
 - ③ 保険金と、特約補てん金のうち国庫補助相当分は、保険期間の総収入金額に算入することになる。

(参考) 農業者の保険料等と補てん金額の試算

○ 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%（保険80%+積立10%）、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

	<加入1年目>	<2年目以降>
・ 保険料 (掛捨て)	7.8万円	7.8万円±α
・ 積立金 (掛捨てではない)	22.5万円	(22.5万円) 前年に積立金の取崩しがなければ、0
・ 事務費	2.2万円	2.1万円
合計	32.5万円	

補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

8割以上の収入を確保

※1 保険料には50%の国庫補助があり、補償限度80%の場合、保険金額の1.08%です。

※2 積立金には75%の国庫補助があり、積立金額の25%です。

※3 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。

(参考) 保険料・積立金の計算方法

- ・ 保険料
= 基準収入 × 補償限度 (80%を上限に選択) × 支払率 (90%を上限に選択) × 国庫補助後の保険料率
- ・ 積立金
= 基準収入 × 積立幅 (10%を上限に選択) × 支払率 (同上) × 25%

5 加入・支払時期

収入保険の加入・支払時期については、税制度と整合した簡素な仕組みとすることにより、農業者にとって手間やコストが掛からないようにするため、以下のとおりとする。

(1) 保険期間

- 収入保険の保険期間は、税制度における収入の算定期間と一致させるため、
 - ・ 個人の場合は、1月～12月
 - ・ 法人の場合は、事業年度（各法人が設定）の1年間とする。

(2) 加入時期

- 事故が発生してから加入するといったモラルハザードを防止する観点から、原則として、保険期間の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付する必要がある。
- このため、収入保険に加入しようとする農業者は、実施主体の事務処理等に要する期間も考慮し、原則として、毎年11月まで（法人は、事業年度の1ヶ月前まで）に加入申請を行い、保険期間開始前までに保険料・積立金・事務費を納付する。なお、保険料・積立金は、分割支払も可能とする。

<税申告上の事業年度及び税務申告の期間>

- 個人は、1月～12月
その年の翌年の2月16日～3月15日までの期間に確定申告書を税務署長に対し提出
- 法人は、事業年度の1年間
事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に確定申告書を税務署長に対し提出
(例えば、事業年度が4月1日～3月31日までの1年間の場合、確定申告書は5月31日までに提出)

(注)所得税法(昭和40年法律第33号)等により整理

(3) 補てん金の支払時期

- 収入保険では、確定申告後、保険期間の収入を税務関係書類により確認する必要があり、収入減少の補てん金の支払は、保険期間終了後の税申告後（個人は翌年3月～6月）となる。
- ただし、損害の発生から補てん金の支払までの間の資金繰りに対応するため、実施主体が、災害等により相当の数量減少が生じることが見込まれる場合に、必要に応じて、無利子によるつなぎ融資を実施する。

(参考) 加入・支払等のスケジュール (個人の場合のイメージ)

	前年		当年	翌年
	11月末まで	12月末まで	1月～12月 (税の収入の算定期間)	確定申告後 (3～6月)
	加入申請	保険料・積立金・事務費の納付	保険期間	保険金・特約補てん金の請求・支払
【加入者】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料・積立金の算定に必要な加入申請書等を提出 <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入申請書、過去の収入金額申告書、補助フォーム、農業経営に関する計画 (保険期間の営農計画、見込収入金額、経営目標) 等 ・ 過去の税務申告書類の写し <p>※ 加入申請の年分の収入金額は、保険期間開始後に提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料・積立金・事務費を納付 <p>※ 保険料・積立金は分割支払も可 (納付期限は保険期間の8月末)。</p> <p>※ 積立金について、2年目以降の納付期限は保険期間の8月末。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切に営農・販売を行うとともに、以下の取組を実施 ・ 農作業日誌、農産物の販売に関する帳簿等の記帳・保存 (通常作成しているもので可) ・ 数量減少が見込まれる場合の事故発生 (連絡) <p>(連絡のみでも可。その場合、保険金請求時に書類を提出。価格低下については、提出不要)</p> <p>そのほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営農計画を変更する場合の申請 ・ 事故発生 (連絡) の通知時に、必要に応じて、つなぎ融資を申請 ・ 事業消費がある場合の「事業消費帳簿」 (税務関係書類として作成しているもので可) の記帳・保存 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確定申告 (青色申告) を行い、保険金・特約補てん金を請求 <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間の収入金額実績申告書等 ・ 保険期間の税務申告書類の写し ・ 事業消費帳簿、棚卸表
【保険者】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の収入金額、農業経営に関する計画等の記載事項を確認し、基準収入、保険料・積立金・事務費を算定 ○ 保険料・積立金・事務費を加入者に通知 <p>※ 保険期間開始後に、加入者から提出される加入申請の年分の収入金額も用いて、基準収入、保険料・積立金・事務費を再算定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料・積立金・事務費の納付確認、管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて現地確認 ○ つなぎ融資の申請があった場合には、事故発生 (連絡) の通知をもとに貸付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険期間の収入金額等の記載事項を確認し、保険金・特約補てん金を査定 ○ 保険金・特約補てん金を支払

6 実施主体

○ 収入保険の業務を的確かつ効率的に運営するため、実施主体には、次のような要件を備えていることが求められる。

① 全国をカバーできる事業エリアを有していること

収入保険の加入者は、全ての販売農家ではなく、青色申告者としており、地域ごとに加入者数が偏る可能性があることから、母集団を安定的に確保するとともに、リスク分散を行うためには、事業エリアはできるだけ広域である必要がある。

② 中立的な立場で事業を実施することができること

保険事業を公正に運営するためには、加入者の農産物の価格形成や販売等に関与するなど、加入者の収入に影響を与えることのない、中立的な立場である必要がある。

③ 保険業務に関するノウハウを有していること

保険契約の締結、掛金の算定・徴収、損害の査定、保険金の支払等の保険業務に関するノウハウを有している必要がある。

④ 農業に関する知識を有していること

農業者に対して加入推進を行う必要があること、損害発生時において、加入者の営農行為が適切に行われていたのかの確認を行うことから、農産物の種類ごとの栽培方法等、農業に関する基本的な知識を有している必要がある。

<農業所得者の青色申告者数の推移>

(万人)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
青色申告者数	42.0	42.2	42.4	43.0	44.0	44.5
個人	40.6	40.8	41.0	41.5	42.1	42.4
法人	1.4	1.4	1.4	1.5	1.9	2.1
主業農家数	35.6	34.4	32.5	30.4	29.4	28.5
認定農業者数	23.8	23.3	23.1	23.8	24.6	24.2

(注) 国税庁事務年報(個人・農業所得用)、国税庁会社標本調査、農林業センサス、農業構造動態調査。認定農業者数は各年度末の数値。

- この観点から、実施主体は、全国を区域とする農業共済組合連合会（全国連合会）とする。
- 全国連合会から、農業共済組合、市町村等に対して、収入保険の加入申請の受付、保険金支払等の手続に係る業務を委託することを可能とする。
- また、農業者へのサービス向上を図るため、全国連合会は民間損保会社、国等と積極的に技術的な連携を図ることとする。

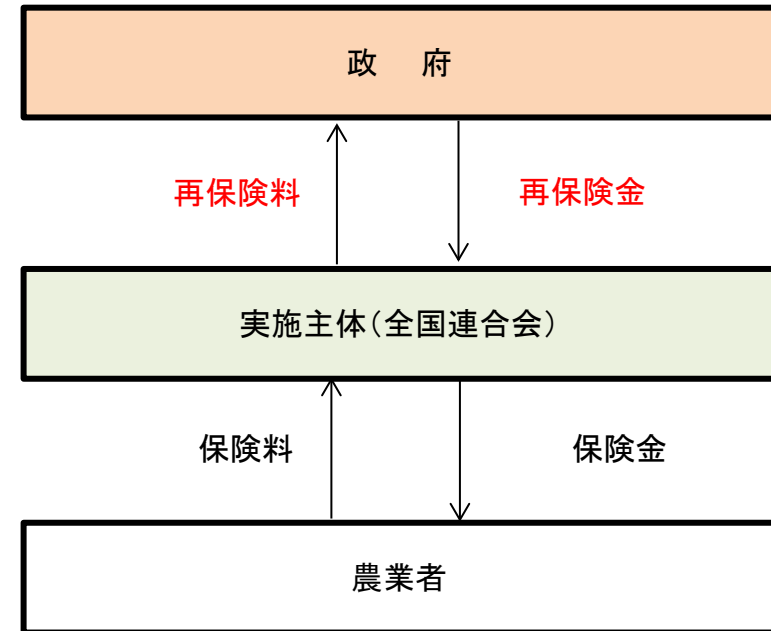
7 政府再保険

- 農業共済や漁業共済など、国が法律で措置している他の制度保険(実施主体が独立行政法人以外※)の場合、自賠償保険を除く全てにおいて、保険責任の一部を政府に転嫁する「政府再保険」が措置されており、不測時には、政府再保険が発動し、農業者に対して確実に共済金が支払われている。

※ 例えば、森林保険は、(国研)森林総合研究所が実施主体となっているが、この場合、政府再保険ではなく、資金調達を円滑化する政府による「債務保証」が措置されている。

- 収入保険についても、不測時に、農業者に確実に保険金が支払われるようにするため、政府再保険を措置する。

＜政府再保険の実施体制＞



8 類似制度との関係

○ 収入保険と収入減少を補てんする機能を有する類似制度との関係については、それぞれの制度の対象者、補償内容等が異なる中で、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、選択加入とする。

○ ただし、収入減少だけでなくコスト増も補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険の対象品目とはしない（※）で、それらと他の品目との複合経営を行っている場合に、他の品目部分のみ収入保険の対象とする。

（※）マルキン等の対象畜産物について家畜共済（死廃共済）に加入する場合は、その関連畜産物（育成牛、子豚、育成豚）についても、収入保険の対象品目とはしない。

（注）なお、主食用米の需要に応じた生産については、現在、水田フル活用への支援、需給情報の適切な提供等の取組が行われており、これらの対策を引き続き推進する。

<収入減少を補てんする機能を有する類似制度>

制度名	対象品目	対象者	補てん内容	
農業共済	農作物共済	水稲、麦、陸稲	対象品目の耕作・栽培の業務を行う者	収量減少を補てん
	畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆等13種類		
	果樹共済	みかん、りんご、ぶどう等16種類		
(※)	家畜共済	牛、豚、馬	対象家畜の養畜の業務を行う者	収量減少(家畜の死亡・廃用)を補てん
収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)	米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ	認定農業者 集落営農 認定新規就農者		収入減少を補てん
野菜価格安定制度	野菜	野菜の計画的な生産・出荷に取り組む者(指定産地等)		価格下落を補てん
いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策	畳表	いぐさ・畳表の生産・販売を行う者		価格下落を補てん
肉用牛肥育経営安定特別対策事業	肥育牛	肥育牛の生産・販売を行う者		販売価格と生産コストの差を補てん
養豚経営安定対策事業	肉豚	肉豚の生産・販売を行う者		販売価格と生産コストの差を補てん
肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業	肉用子牛	肉用子牛の生産・販売を行う者		販売価格と生産コストの差を補てん
鶏卵生産者経営安定対策	鶏卵	鶏卵の生産・販売を行う者		価格下落とコスト増加等を補てん
加工原料乳生産者経営安定対策	加工原料乳	加工原料乳の生産・販売を行う者		価格下落を補てん

※ 農業共済のうち固定資産の損失を補てんするもの(家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等)、園芸施設共済(施設内農作物以外)、果樹共済(樹体共済))及び診療費を補てんするもの(家畜共済(病傷共済))は、収入減少を補てんするものではなく、収入保険と機能が重複しないため、本表には含めていない。

<類似制度との関係>

- ・ 農業共済^{※1}
- ・ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）
- ・ 野菜価格安定制度^{※2}
- ・ いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策
- ・ 加工原料乳生産者経営安定対策



収入保険とどちらか一方を選択して加入

※1 固定資産の損失を補てんするもの（家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済（施設内農作物以外）、果樹共済（樹体共済））及び診療費を補てんするもの（家畜共済（病傷共済））を除く

※2 野菜の価格下落時の出荷調整を支援する事業（野菜需給均衡総合推進対策事業）、野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業（契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等）を除く

- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）
- ・ 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・ 鶏卵生産者経営安定対策



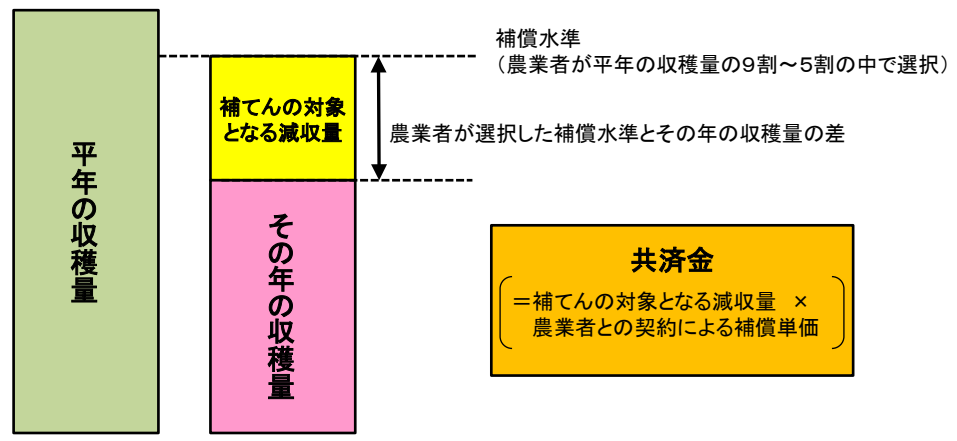
左記の畜産品目と他の品目の複合経営の場合は、他の品目は収入保険に加入できる

※ 複合経営について、マルキン等の対象畜産物について家畜共済（死廃共済）に加入する場合は、マルキン等の対象畜産物及び関連畜産物（育成牛、子豚、育成豚）以外の他の品目は、収入保険に加入できる

<参考>類似制度の概要

農業共済（農作物共済の例）

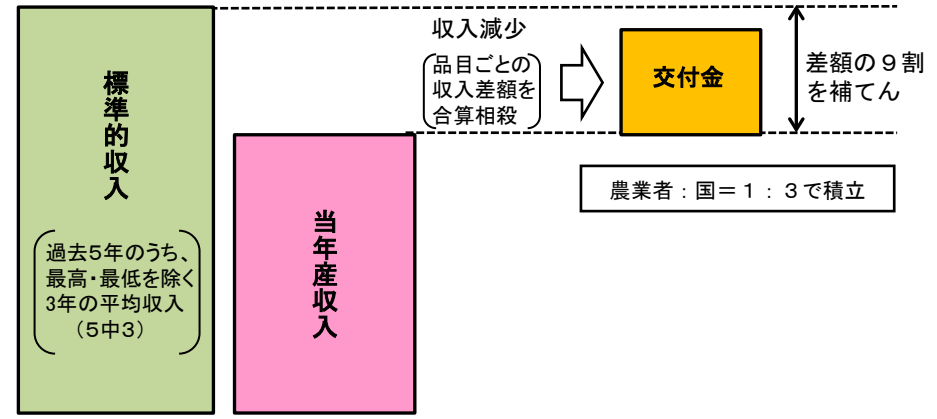
災害により、その年の収穫量が平年の収穫量に比べ一定割合以上減少した場合に、補てんの対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払う。



収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

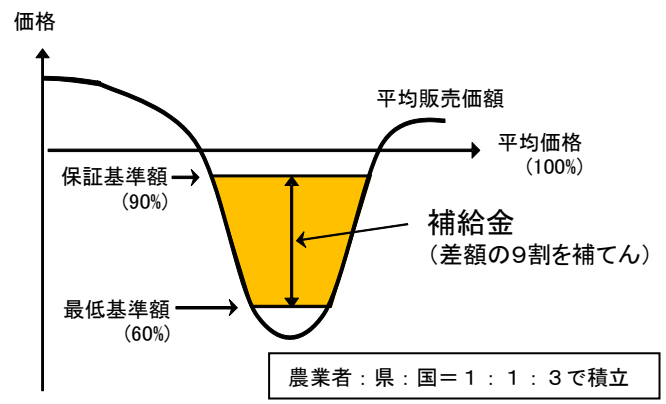
農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するため、米、麦、大豆等の収入額が標準的収入額を下回った場合に、交付金を交付。

〔都道府県等地域単位で算定〕



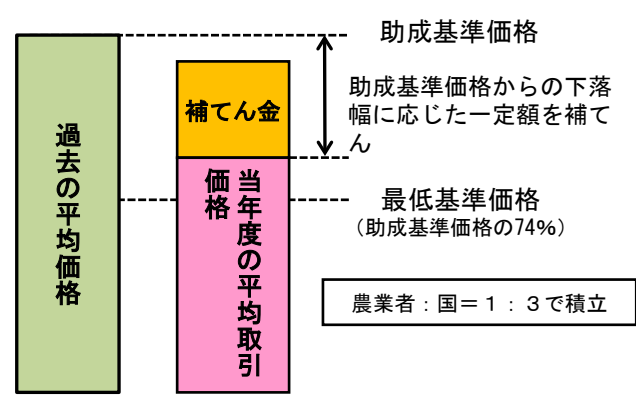
野菜価格安定制度

野菜価格の低落が経営安定に及ぼす影響を緩和するため、野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に補給金を交付。



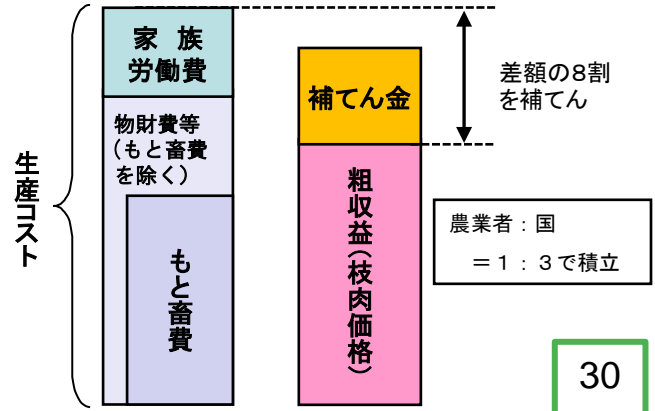
いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

いぐさ・畳表生産者の経営安定に及ぼす影響を緩和するため、国産畳表の平均取引価格が助成基準価格を下回った場合に補てん金を交付。



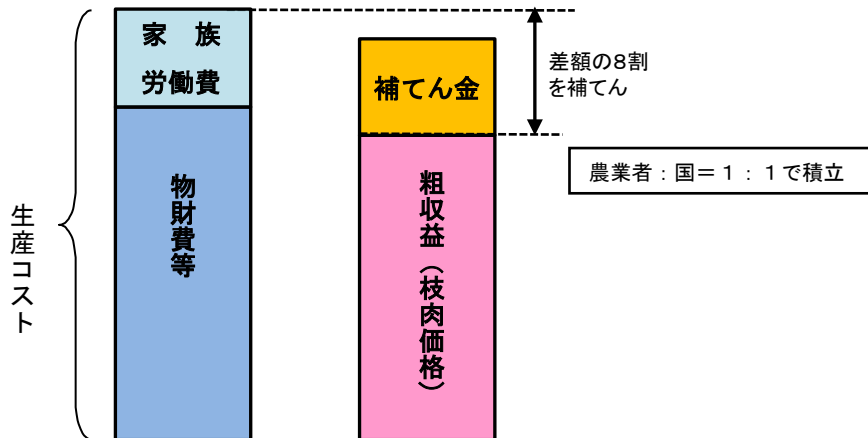
肉用牛肥育経営安定特別対策事業

肉用牛肥育経営の収益性の悪化に対処し、経営の安定を図るため、肥育牛の平均粗収益が平均生産費を下回った場合に補てん金を交付。



養豚経営安定対策事業

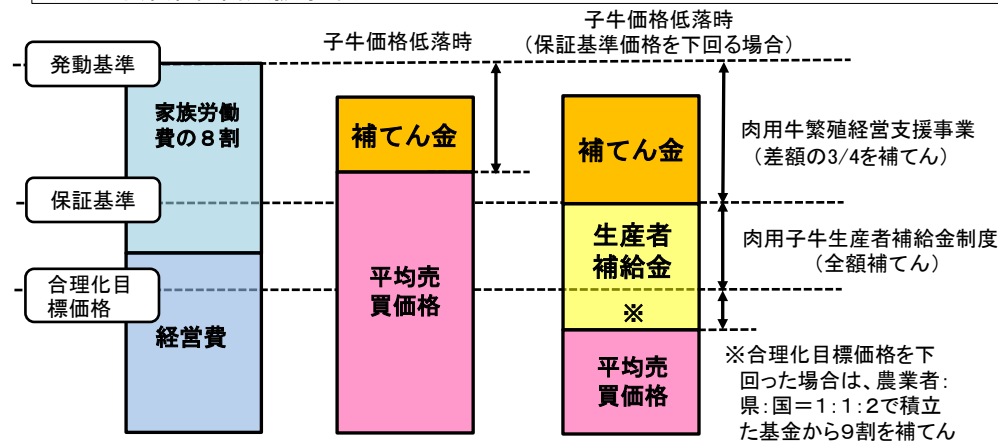
養豚経営の収益性の悪化に対処し、経営の安定を図るため、肥育豚の平均粗収益が平均生産費を下回った場合に補てん金を交付。



肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛繁殖経営支援事業

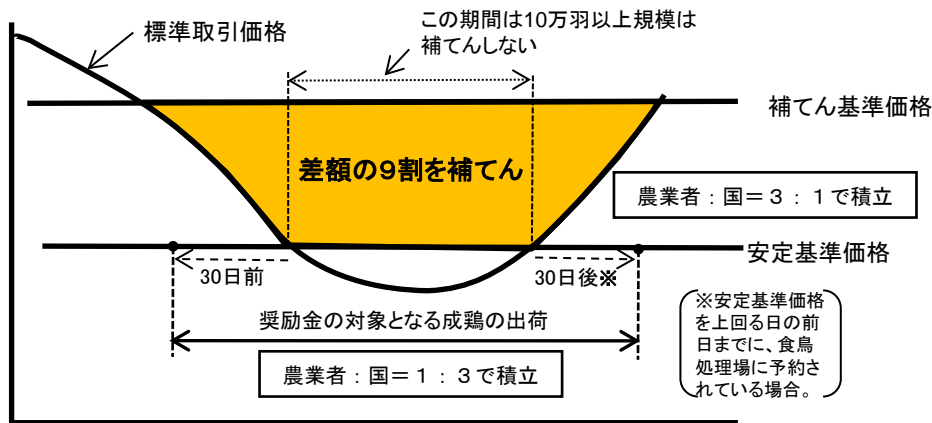
牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処し再生産を確保するため、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格等を下回った場合に補給金を交付（肉用子牛生産者補給金制度）

肉用子牛生産者補給金制度と一体的に機能し、繁殖経営の所得を確保するため、肉用子牛の平均売買価格が発動基準を下回った場合に補てん金を交付（肉用牛繁殖経営支援事業）



鶏卵生産者経営安定対策

鶏卵の消費停滞や飼料価格の高止まり等に対処し、鶏卵生産者の経営の安定を図るため、鶏卵の標準取引価格が補てん基準価格を下回った場合に補てん金を交付。また、安定基準価格を下回った場合に、新たな成鶏を導入するまで60日以上空舎期間を設けた場合、羽数に応じて奨励金を交付。



加工原料乳生産者経営安定対策

酪農経営の安定を図るために、加工原料乳の取引価格が補てん基準価格を下回った場合に、補てん金を交付。

